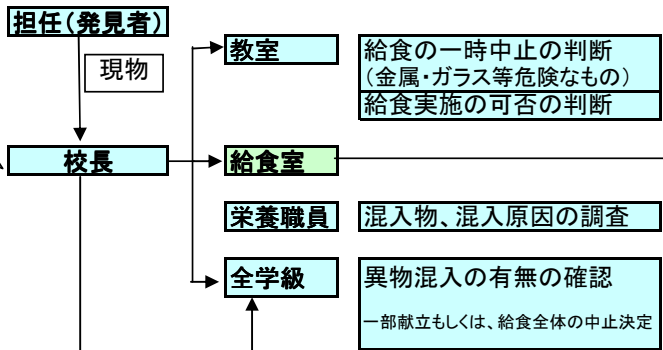


教室で発見された場合

状況の把握
 ・教室内での混入か
 ・運搬時の混入か
 ・調理中の混入か
 ・全校に影響のある混入か
 ・傷害に至る危険性のある混入か

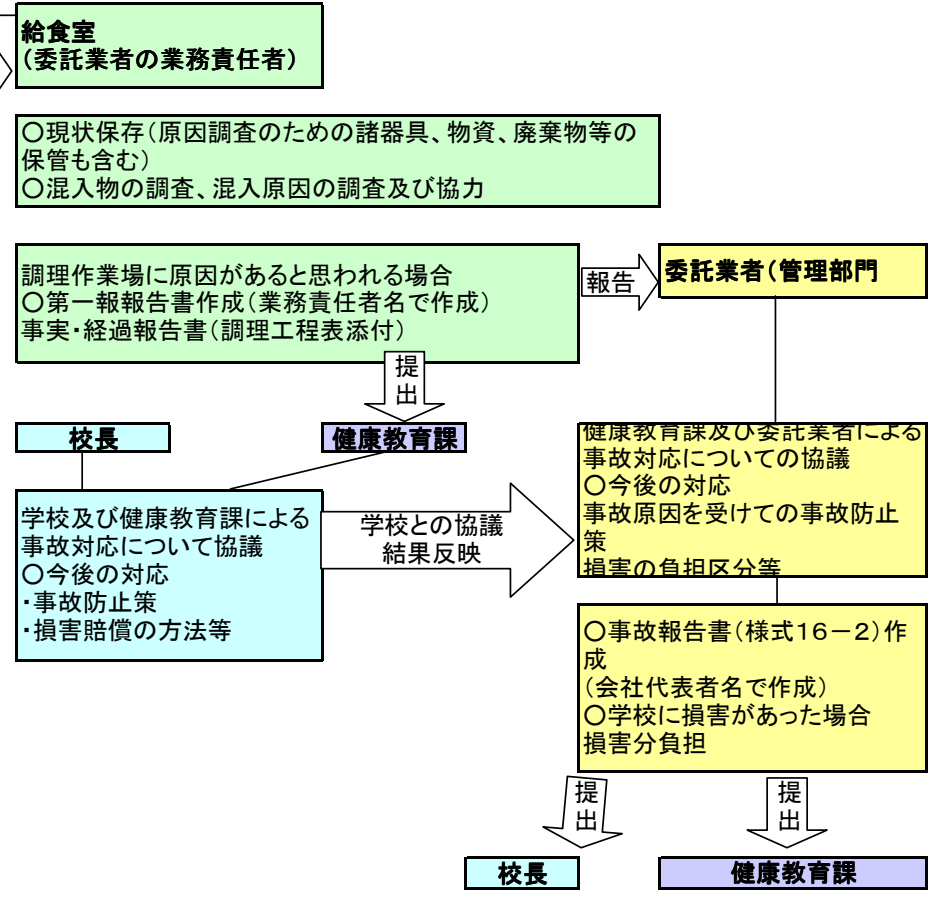
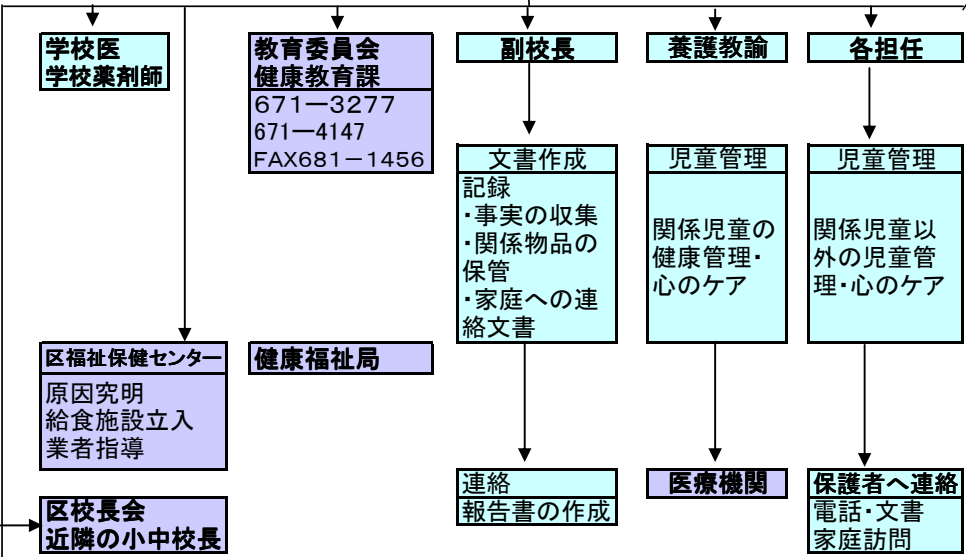
薬物が混入したと考えられる場合、（一部特定）または、全校規模で児童に異常が見られる場合

食中毒と同じ対応



緊急対策委員会 職員室に集合 (校長・副校長・養護・栄養・教務主任・事務)

給食を中止した場合
 ・健康教育課へ一報 ・代替食の手配



給食室で発見された場合

状況の把握
 ・一部の食品のみへの混入か(釘など)
 ・個体の物への混入か(パンなど)
 ・料理全体に関わる混入か(ガラスの破片など)
 ・全体に広がる可能性はあるか(スープなど)

校長
 ↓
 直ちに判断

中止の決定
 該当する食品・献立は児童に出さない
 健康教育課へ一報

給食室
 栄養職員
 ↓
 報告
 ↓
 指示
 ↓
 給食室 (委託業者の業務責任者)

○食材に混入
 ①給食会へ連絡
 ・新しい物と交換
 ・他の食品を使って調理する
 ・全て廃棄し、その食品は使用しない
 ②同一業者納入校間の連絡
 ○調理中(後)に異物混入原因の調査

現物保存

発見
 ○食材に混入
 ○調理中に混入(疑い)

栄養職員から指示を受けて
 ○該当献立の調理続行または、調理中止
 ○現物保管(原因調査のための諸器具、物資、廃棄物等の保管も含む。)
 ○混入原因調査及び協力

職員室に集合
 (校長・副校長・養護・栄養・教務主任・学年主任)

